

## 第2節

## 日米同盟の深化・拡大

わが国や地域の平和と安全を確保するためには、安全保障環境の変化に応じ、そのための体制や手段を適切に発展させていくことが欠かせない。日米両国は、従来から、わが国を取り巻く安全保障環境などを踏まえて安全保障面

における協力を発展させてきた。(図表Ⅱ-3-2-1 参照)

本節では、日米同盟の深化・拡大の経緯について説明する。

## 1 歴史的経緯

日米安保体制は、冷戦期において、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安定に寄与してきた。

冷戦終結後、96(同8)年には、日米両国首脳により冷戦後のアジア太平洋地域の情勢を踏まえて、日米同盟の重要性を再確認した「日米安全保障共同宣言」が発表され、同宣言で示された協力関係前進の一環として、翌97(同9)年の「2+2」では、78(昭和53)年の「日米防衛協力

のための指針」(「前指針」)が見直されて、新たな「指針」が了承された。

その後、01(平成13)年の9.11テロや大量破壊兵器の拡散など安全保障環境のさらなる変化を踏まえ、日米両国は安全保障に関する協議を強化してきた。この日米協議において、アジア太平洋地域の平和と安定の強化を含む日米両国間の共通戦略目標の確認(第1段階)、共通戦略目標を達成するための日米の役割・任務・能力の検討(第2

図表Ⅱ-3-2-1 日米防衛協力の範囲の変化

- 日米同盟は、「冷戦期」→「冷戦後」→「9.11後」と、環境変化に応じ、防衛協力の範囲を拡大(わが国防衛中心 → 周辺事態への対応 → 国際的な安全保障環境の改善)

## 冷戦期(前「指針」(78年))

## 【侵略を未然に防止する態勢】

- 日本:防衛力保有、施設・区域の使用確保
- 米国:核抑止力保持、前方展開・来援兵力保持
- 日本防衛のための共同作戦計画の研究

## 【対日本武力攻撃への対処行動】

- 自衛隊:限定的かつ小規模な侵略を独力で排除。主として防勢作戦を実施。
- 米軍:自衛隊を支援。自衛隊の機能補完のための作戦(打撃力等)を実施。

## 【極東における事態での協力】

- 随時協議
- 米軍に対する便宜供与のあり方を研究

## 冷戦後(現「指針」(97年))

## 【平素から行う協力】

- 日米が各々所要の防衛態勢を維持
- 地域的及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力・安保対話、軍備管理・軍縮、PKO等
- 共同作戦計画、周辺事態に際しての相互協力計画、調整メカニズムの構築等

## 【対日本武力攻撃への対処行動】

- 引き続き日米防衛協力の中核
- ゲリ・コマ攻撃への対応(自衛隊:排除作戦を主体的に実施。米軍:適切な支援) 弾道ミサイル対応(自衛隊・米軍:協力、調整。米軍:情報提供、打撃力使用)

## 【周辺事態における協力】

- 日米が各々主体的に行う活動・救援活動、捜索・救難等
- 米軍の活動に対する日本の支援・施設の使用、後方地域支援
- 運用面における日米協力・自衛隊:警戒監視、機雷除去
- 米軍:平和・安全の回復のための活動

## 9.11後(「2+2」文書(05、07、11年))

## 《05年》

以下の二つの分野に重点を置いて日米間の役割・任務・能力を検討

## 【日本の防衛・周辺事態への対応】

- これまでの日米間防衛協力における重要事項を確認
- 【国際的な安全保障環境改善】
- 国際的な安保環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素
- 迅速・実効的な対応のため、柔軟な能力を必要とし、日米二国間協力・政策調整から利益。定期的な演習により、かかる能力を向上
- 他国との協力を強化

## 《07年》

以下の役割・任務・能力を強調

- 国際平和維持活動、国際緊急援助活動及び周辺事態への対応の本来任務化
- CBRN防護作業部会の設立
- BMD及び運用能力の強化、BMDシステム能力の向上等

## 《11年》

- 以下の日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大
- 共同訓練・演習の拡大、共同使用の更なる検討、警戒監視活動等における協力の拡大
- SM-3ブロックⅡAの第三国移転
- 定期的な二国間の拡大抑止協議の立ち上げ
- 宇宙 ○サイバー ○三か国間・多国間協力
- 人道支援・災害救援、平和維持、復興、テロ対策、海洋安全保障、海賊対処等にかかる協力
- 環境面での課題についての協力
- CBRN防護作業部会の強化

段階)、兵力態勢の再編の検討(第3段階)、という三つの段階を経て日米同盟の方向性を整理し、07(同19)年5月の「2+2」において確認、10(同22)年5月の「2+2」で補完した。

(図表II-3-2-2参照)

なお、この協議の過程のうち、06(同18)年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」において示された兵力態勢再編の概要は、図表II-3-2-3のとおりである。

このような両国間の政策協議と並行して、具体的な課題に対応する形で、部隊運用面も含め両国間の協力関係も強化されてきた。たとえば、「指針」に定められた平素から行う協力として日米共同訓練が行われるとともに、わが国は、日米豪などの3か国間訓練やコブラ・ゴールドなどの多国間訓練にも参加しており、その結果日米両国間の協力体制は様々な分野において進展している。また近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関や自治体との連携を深めている。特に、11(同23)年の東日本大震災においては、これまでの日米共同訓練などの成果を生

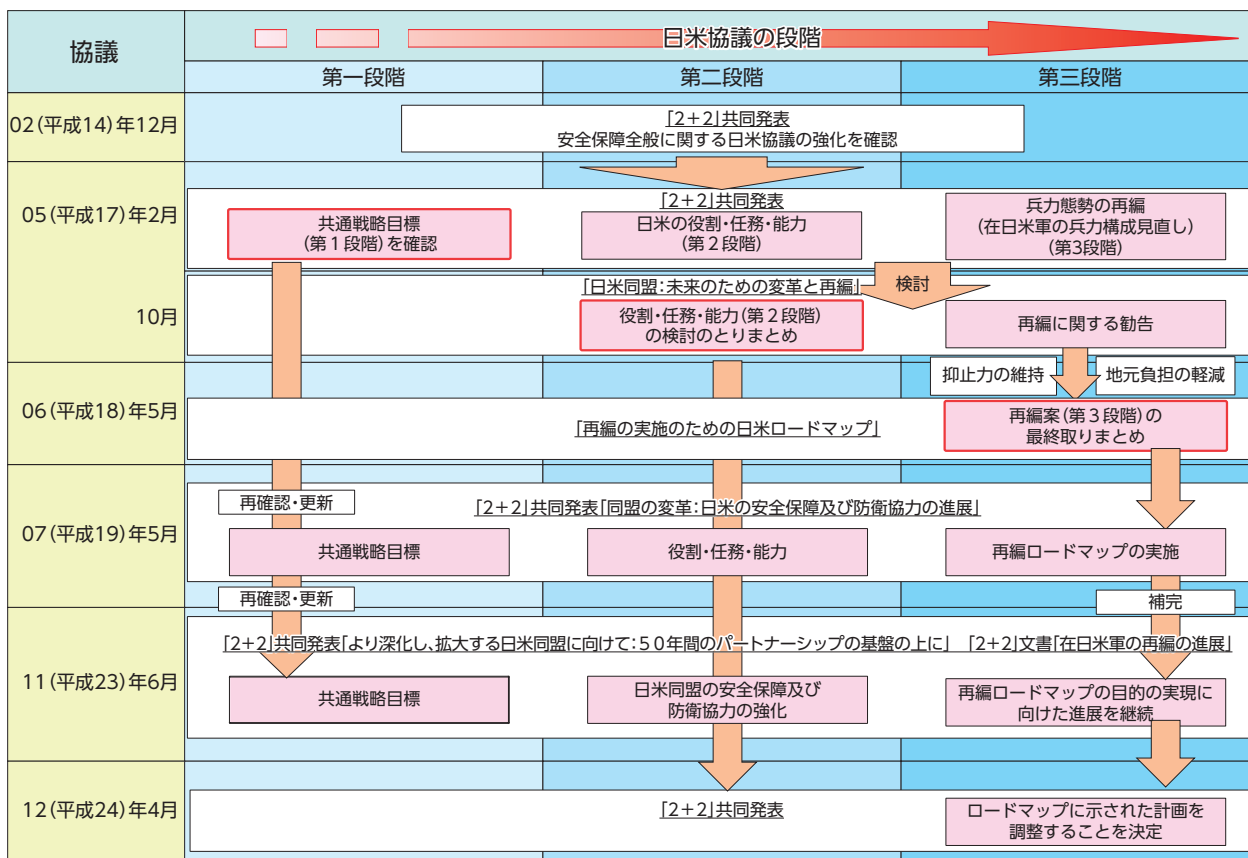
かして、米軍は自衛隊と連携して「トモダチ作戦」を行った。

また、弾道ミサイルへの対応については、運用情報の共有や対処要領など日米共同対処能力を向上させ、09(同21)年4月、12(同24)年4月および12月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射の際にも日米で緊密な連携を行うとともに、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル(SM-3ブロックII A)の日米共同開発を進めている。

国際的な安全保障環境改善へ向けた取組においては、旧テロ対策特措法に基づく活動、ハイチにおける国際緊急援助活動および国際平和協力活動、ならびにアデン湾における海賊対処活動において、米国と緊密に協力して活動を行っている。また、日米が協力する機会の増加にともない、96年に署名した日米物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく後方支援においても日米間の協力は着実に進展している。

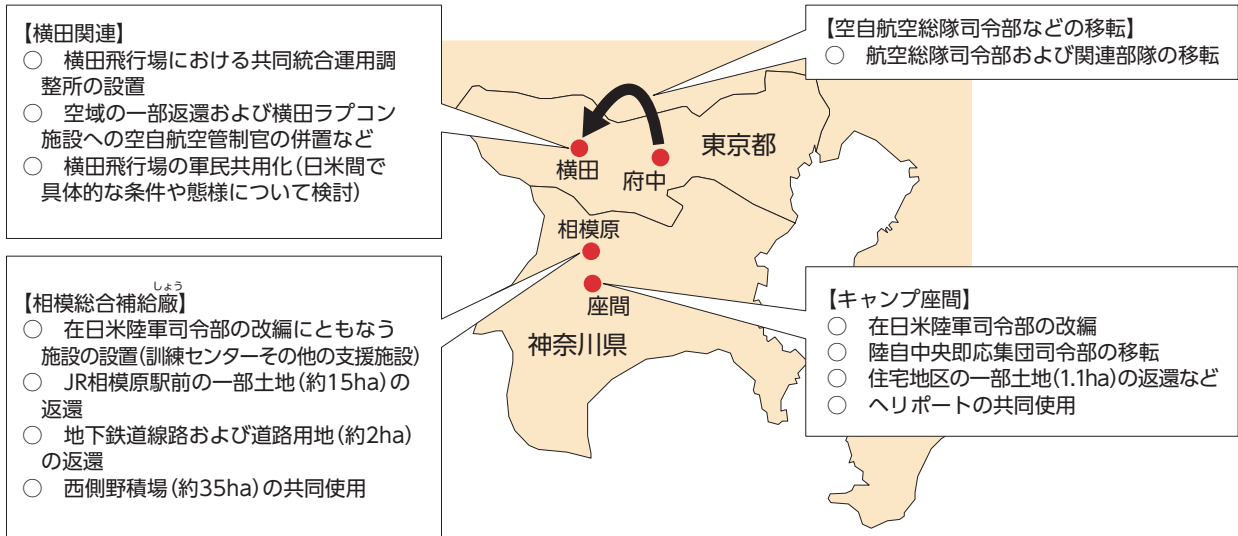
こうした日米両国の協力関係は、今や、アジア太平洋地域の安定化やグローバルな安全保障環境の改善を図る上でも重要性を増している。

図表II-3-2-2 日米協議の全体像

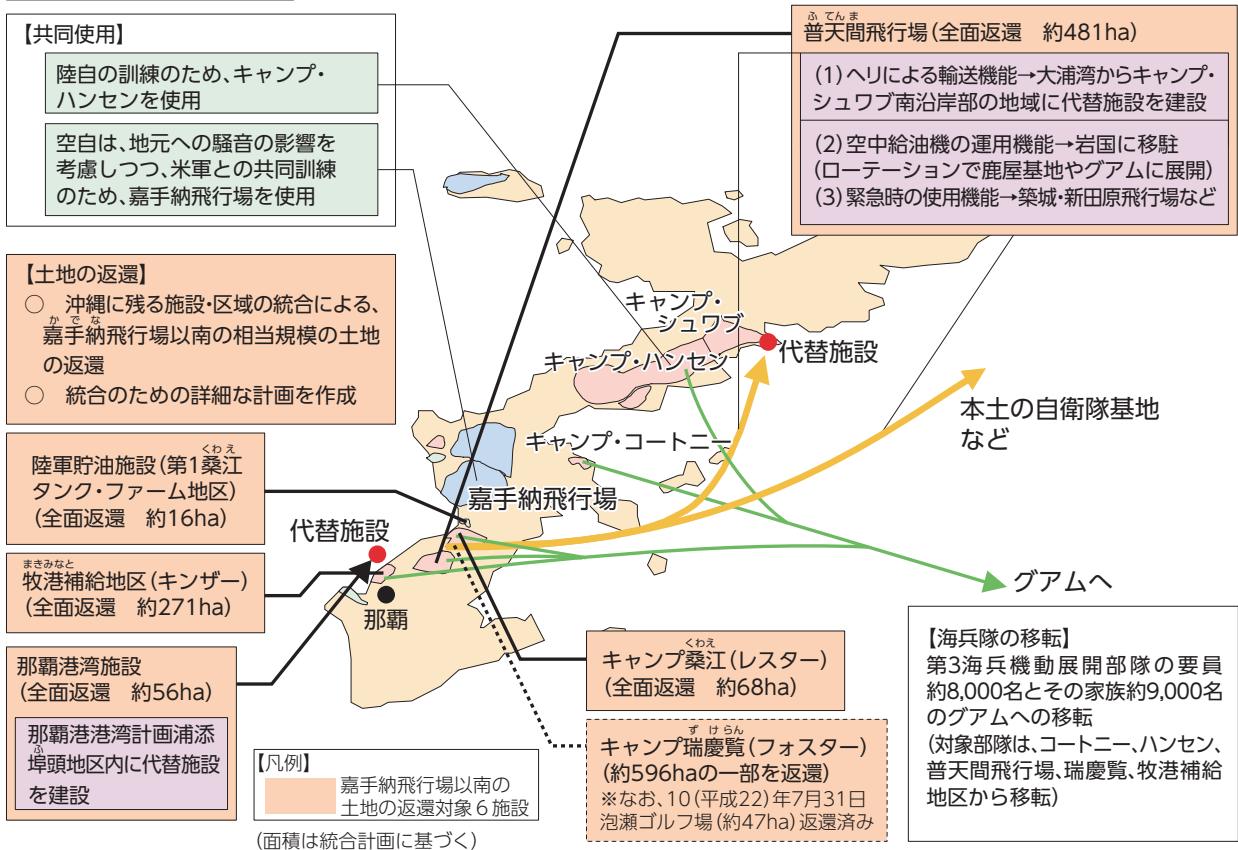


図表Ⅱ-3-2-3 「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編

1 関東における再編



2 沖縄における再編



3 航空機の移駐など

米軍機(嘉手納、三沢、岩国)の訓練の分散  
 千歳、三沢、百里、小松、ついき にゆうたばる築城、新田原の各自衛隊施設およびグアムなどへ  
 グアムなどへの移転は11(平成23)年1月の日米合同委員会にて合意

TPY-2レーダー:いわゆる「Xバンド・レーダー」の配備



空母艦載機(F/A-18×49、EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2:計59機)の岩国移駐



KC-130(12機)の岩国移駐



(注)将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場内におかれる。(12(平成24)年12月13日開港)

緊急時の航空機の使用機能の築城、新田原への移転

海自E/O/UP-3、U-36A(計17機)の厚木移駐



KC-130(12機)はローテーションで海自鹿屋基地やグアムに展開

CH-53D(8機)のグアム移駐



マリアナ諸島  
 サイパン  
 グアム

## 2 同盟深化・拡大に向けた日米合意

以上のように、これまで多くの成果を生んできた日米間の協力関係は10（同22）年、日米安保条約締結50周年を迎えた。これに先立つ09（同21）年11月13日の日米首脳会談において、日米安保条約締結50周年に向けて、日米同盟深化のための協議プロセス（同盟深化のプロセス）の開始が合意された。

こうして日米両国は日米同盟をさらに揺るぎないものとするため、今後、幅広い分野における日米安保協力をさらに推進し、深化するための対話を強化することとし、10（同22）年11月13日の日米首脳会談で日米同盟を安全保障、経済、文化・人材交流の三本柱を中心に、深化・発展させることとしたほか、同年5月28日の「2+2」共同発表や11（同23）年1月13日の日米防衛相会談などの閣僚レベルでも日米同盟の深化に関するコミットメントが繰り返し示され、また閣僚の指示のもと事務レベルにおいても、日米間で具体的な協議が進められてきた。

参照▶ 資料28～34

このような政治的なリーダーシップのもとで、同盟の強化にかかる日米協議をあらゆるレベルで行ってきた結果、

11（同23）年6月21日、ワシントンDCにおいて、「2+2」会合を開催し、本協議プロセスの安全保障・防衛面での成果を確認した。この際公表された「2+2」共同発表においては、変化する安全保障環境に関する評価に基づき、北朝鮮による挑発の抑止、中国の責任ある建設的な役割などの促進や軍事上の近代化及び活動に関する開放性・透明性の向上、オーストラリアおよび韓国との間での3か国間の安全保障及び防衛協力の強化、地域の安全保障環境を不安定化させるおそれのある軍事力の追求・獲得をしないことの促進、航行の自由の原則の確保を含む海洋における安全保障の維持、宇宙およびサイバー空間の保護ならびにそれらへのアクセスに関する日米の協力の維持など、従来の「2+2」共同発表において定めた共通の戦略目標の見直しおよび再確認を行った。

また、日米間の安全保障・防衛協力の深化・拡大について、上記「2+2」共同発表において、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動の拡大をはじめとして幅広い内容に言及している。

参照▶ 資料35

## 3 在日米軍再編の調整に関する協議

### 1 協議の経緯

在日米軍再編については、11（同23）年末から12（同24）年初めにかけて普天間飛行場の代替の施設にかかる環境影響評価書を沖縄県に送付するなどの作業を進める一方、米国との間でも様々なレベルで協議を続けてきたところであるが、このような協議を経て、日米両政府は、

- ① 沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること
- ② 12（同24）年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されているアジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること
- ③ 米国議会においては、グアム移転にかかる経費を削減することが求められていること

などの要因を踏まえ、日米双方で在日米軍再編計画の調整にかかる本格的な協議を行い、12（同24）年4月27日、「2+2」共同発表を公表するに至った。



沖縄県普天間飛行場

### 2 「2+2」共同発表

12（同24）年4月27日の「2+2」共同発表は、11（同23）年6月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や、ますます不確実となっているアジア太平洋地域の安全保障環境などにかんがみ、06（同

18) 年のロードマップで示された計画の調整を決定するものである。

米軍再編計画の調整の背景としては、まず、米国がアジア太平洋地域において、近年の安全保障環境の変化を受け、地理的により分散し、運用面でより強靱であり、政治的により持続可能な態勢を達成するため、海兵隊の部隊構成の見直しを行っていることがあげられる。これは、米国がアジア太平洋地域を重視し、同地域における安定的なプレゼンスを確保するため、北東アジアにおける大規模な事態にも対処できる態勢をとるとともに、地域全体の多様な事態に実効的に対処できる効率的な態勢を構築することを図るものである。その基本的な考え方に基づき、06 (同18) 年のロードマップにおいて、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊 (III MEF) のうち指揮部隊など主とした司令部要素をグアムへ Marine Expeditionary Force 移転することとしていたが、部隊構成を変更し、沖縄における米軍のプレゼンスを引き続き確保しつつ、地理的に分散された部隊態勢を確立するために、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊 (MAGTF) Marine Air Ground Task Force を日本、グアム、ハワイに置くとともにオーストラリアへローテーション展開させることとした。これにより、部隊配置の縦深性を増しつつ、高い即応性を有する各々のMAGTFを相互に連携して機動的に運用する態勢を構築することによって、アジア太平洋地域において、多様な事態により柔軟かつ迅速に対応できる米軍の態勢が構築される。また、日米両政府は、このような新たな部隊構成を基に、日米同盟の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立するよう具体的な再編計画の調整を行っており、その概要は次のとおりである。

### (1) 前文

- ① 06 (同18) 年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- ② 海兵隊の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- ③ 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化および日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

### (2) グアムと沖縄における部隊構成 (人数は定員)

- ① 米国は、海兵空地任務部隊 (MAGTF) を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、オーストラリアへのローテーション展開を構築。

- ② 約9,000人の海兵隊員がその家族と共に沖縄から日本国外に移転。
- ③ 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準に従ったものとする。
- ④ グアムにおける海兵隊は約5,000人となる。
- ⑤ 海兵隊のグアム移転にかかる米国政府による暫定的な費用見積りは、86億ドル (2012米会計年度ドル)。日本側の財政的コミットメントは、09 (同21) 年のグアム協定第1条に規定された28億ドル (2008米会計年度ドル) の額を限度とする直接的な資金提供となる。他の形態での財政支援 (出融資等) は利用しない。次項 (3) ②の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

### (3) 地域の平和、安定および繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- ① アジア太平洋地域の平和、安定および繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用 (例: 沿岸国への巡視船の提供等) を含む様々な措置をとる。
- ② 日米両政府は、グアムおよび北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、12 (同24) 年末までに協力分野を特定。

### (4) 沖縄における土地返還

- ① 1. 手続後の速やかな返還が可能な区域: キャンプ瑞慶覧の一部 (西普天間住宅地区、および施設技術部地区内の倉庫地区の一部)、牧港補給地区の一部 (北側進入路、第5ゲート付近)
2. 県内移設後に返還が可能な区域: 牧港補給地区の一部 (倉庫地区の大半を含む)、キャンプ瑞慶覧の一部 (インダストリアル・コリドー等)、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
3. 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域: キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- ② 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で12 (同24) 年末までに作成。

### (5) 普天間代替施設と普天間飛行場

- ① 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- ② 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。

参照▶ 資料36